

施設外就労支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、京都府障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める施設外就労支援事業を実施するに当たり、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

この事業は、一般就労の促進の一環として、施設外就労・施設外支援を行い、一般就労者を出した事業所に対して助成を行うこととし、一般就労への移行の促進を図ることを目的とする。

第3 対象事業

1 事業内容

就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所において、施設外就労等を行うことによって一般就労に結びついた場合に事業所に対し助成を行う。

2 補助単価

就労した利用者1人当たり100,000円とする。ただし、補助を受けることができるのは1回限りとする。

3 補助要件

施設外就労等に係る要件を満たした支援を実施した結果、一般就労に結びついた場合であること。

第4 事業の実施期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

第5 交付の申請

本事業の交付申請は、要綱第4条に規定する様式によるものとし、一般就労助成事業所要額調書（別記様式第1号）を添付の上、別途定める期日までに知事に提出するものとする。

第6 実績報告

本事業の実績報告は、要綱第5条に規定する様式によるものとし、一般就労助成事業実績報告書（別記様式第2号）を添付の上、別途定める期日までに知事に提出するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月19日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成21年12月14日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。